

令和元年第9回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和元年10月11日
開催年月日 令和元年10月25日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 玉川 真
閉会時刻宣告者 13時52分 事務局長 玉川 真
会長 鈴木 誠 会長職務代理 村田 茂

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	野村 五郎	11	堀口 榮一
2	櫻井 汪	13	鈴木 誠
3	福島美知子		
4	中川 知久		農地利用最適化推進委員
5	野原 新平	第1区域	中井 孝志
6	高橋 満	第2区域	高田 幸好
7	小菅 辰彦	第3区域	染野 亘志
8	村田 茂	第4区域	齊藤喜久夫
9	坂上 良資		
10	田端 久子		

○遅刻委員 なし

○欠席委員

12 飯嶋 辰吉

議事参与者 事務局長 玉川 真 主任 浅見 孝典

会議件名

- (1) 農地法第4条の規定による許可申請1件について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請2件について
- (3) その他

・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 本日は、お忙しい中をご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから農業委員会を開会いたします。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局長 初めに、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。足元の悪い中、お集まりいただきありがとうございます。

ことしは災害の年で、台風19号の、農林水産省は1,000億円超の被害が出たというふうな新聞報道されました。本当に地球温暖化というか、そういうことで、きょうも非常に多く雨降っておりますけれども、そういうふうな気候が変わってきてしまいました。これから心配するところがございます。

きょうは、ご協力いただいてスムーズにいくようお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○事務局長 早速会議に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行にご協力のほうよろしく願いいたします。

ただいまの出席委員は12名です。定員に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日、都合がありまして、飯嶋辰吉委員のほうから欠席ということで届けがありましたので、報告いたします。

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人の指名をいたします。

5番、野原新平委員、6番、高橋満委員を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないと認めます。

よって、議事録署名人、5番、野原新平委員、6番、高橋満委員を指名します。

◎諸般の報告

○議長 ここで諸般の報告をいたします。

10月23日に長瀬幼稚園でサツマイモ掘りの収穫体験が行われ、堀口委員と中井推進委員の参加をいただきました。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎農地法第4条の規定による許可申請1件について

○議長 議案第1号 農地法4条の規定による許可申請1件について議題といたします。

農地法第4条番号1、————氏より許可申請があった太陽光発電施設の建設の移転について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 農地法第4条番号1についてご説明いたします。

番号1、申請者住所・氏名、————、————さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字————、地目は畑、面積は821平方メートルの1筆です。

転用の目的は、太陽光発電所建設です。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内、長瀬交番の東に約100メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、私は環境問題に関心があり、CO₂削減に貢献したいため、太陽光発電を設置するものです。本土地は、地形がほぼ平坦であり、周囲に日射を遮る高木、高建築物もなく、太陽光発電所適地であります。再生可能エネルギー全量買取制度により事業化が可能と判断しましたということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図をごらんください。土地造成は、821平方メートルです。工作物は、太陽光パネル250枚。

次に、資金計画ですが、————
————ということです。現在お返ししています申請書に、————

——も添付されていますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、駅から300メートル以内にある農地のため、第3種農地と判断されます。

次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道本中15号線に隣接敷地で接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明は終わりました。

次に、担当推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 中井です。

21日に、事務局の浅見さんと私と福島さんで見に行ってきました。場所は、長瀬の派出所、警察の派出所があるんだけど、そこから……

100メートルじゃないな、150ぐらいあるかな、離れた土地です。——に作業所があって、それには今太陽光パネルが何枚あるかわかりませんが、——へ発電所をつくるという計画らしいです。

○議長 これは、近隣には別に建物はない。

○中井孝志委員 近隣は、あるのはあるんだけど、高さのぐあいで幾らか影響があるかもしれない。

○議長 続きまして、農業委員の説明をお願いします。

3番、福島美知子委員の説明をお願いします。

○3番福島美知子委員 3番、福島です。お願いいたします。

21日に3人で現地調査に行っていました。先ほどお2人の説明もありましたように、今、議長心配しておりますが、これはご自分の土地ですから、自分の自宅のすぐそばにつくということですが、東側に2軒あるんですけど、回ってきた資料の中に同意書がありますし、いいとは思いますが、心配するように、東側にあるというね、一番そのお宅というのは暑いんですよ。けれども、ここは同意書もいただいているので問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 福島美知子委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手と認めます。全員挙手でありますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

◎農地法第5条の規定による許可申請2件について

○議長 続いて、議案第2号 農地法5条の規定による許可申請2件について議題とします。

農地法5条番号1、———氏所有の農地を———、———氏が駐車場敷地の転用するための許可申請について審議します。

事務局の説明を求めます。

○事務局 農地法第5条番号1についてご説明いたします。

番号1、譲受人住所・氏名、———、———、———さん、譲渡人住所・氏名、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字———、地目は畑、面積は597平方メートルの1筆です。

転用の目的は、駐車場敷地となります。権利の内容は、所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、———区内、長瀬駅前郵便局から西に約100メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、飲食店開業当初の予定では、12台の駐車場で問題ないと見込んでおりましたが、事業を展開してみたところ、駐車場が足りなくなってしまうことも多く、申請に至りましたということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図もごらんください。土地造成が597平方メートルとなります。利用計画は駐車場、乗用車17台です。

資金計画は、———
———ということです。現在お返ししております申請書に、———
———も添付されておりますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、駅から300メートル以内にある農地のため、第3種農地と判断されます。

次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道幹線4号線、町道長瀬14号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明は終わりました。

次に、担当推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 27日に、農業委員の村田さんと、事務局の浅見さんと3人で現地視察に行きました。町道4号線に沿った土地なんだけれども、少し段差があり過ぎるので、段差をなくさないと駐車場にはならないです。この資金で駐車場になるのかなという感じはしました。

以上です。

○議長 続いて、農業委員の説明をお願いします。

8番、村田茂委員の説明をお願いします。

○8番村田 茂委員 8番、村田です。

中井推進委員及び事務局と現地確認してまいりました。それで、場所は、長瀬駅前の信号を鳥居くぐって宝登山のほうへ向かって最初の十字路を右折して100メートル弱の町道4号線に沿った土地なんですけれども、先ほど中井推進委員がおっしゃったとおりに、大変落差が町道からはあるんです。約4メートルぐらい、目測ですけれども、あって、そっちのほうから道を進入路みたいな形になっているんですけれども、傾斜が特にひどくて、車でそこへ進入するのは現状ではちょっと無理じゃないかというふうな気がするんですが、恐らく盛り土をして、その落差をなくして駐車場として使えるようにして、そういったことを施工してから駐車場にするんだと思うので、そうすれば問題ないと思います。

以上です。

○議長 村田茂委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

続いて、農地法第5条番号2、——氏所有の農地を——氏が住宅用地へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 農地法第5条番号2についてご説明いたします。

番号2、譲受人住所・氏名、——、——
——、——さん、譲渡人住所・氏名、——、——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字——、地目は畑、面積は445平方メートルの1筆です。

転用の目的は、住宅用地となります。権利の内容は、使用貸借となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内、高砂橋の北西側にある場所です。

次に、申請の事由ですが、現在、団地にて生活をしておりますが、生活が手狭になっていたため、住宅の建築を考え、妻の父である——氏に相談した上、申請地を住宅用地として利用したいため、申請いたしましたということです。

次に、計画の内容ですが、次のページの配置図、平面図をごらんください。土地造成が445平方メートルとなります。建築物は、専用住宅1棟、建築面積は73.90平方メートル、排水処理方法は公共下水となります。

次に、資金計画ですが、——ということです。現在お返ししています申請書に、——
——がございますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、駅から500メートル以内にある農地のため、第2種農地と判断されます。

次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域の特定地域内にあり、町道本中49号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明は終わりました。

続いて、担当推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 事務局の浅見さんと農業委員の福島さんと私で21日に現地確認に行きました。

進入路はちゃんとしているし、問題ないと思うんですが、よろしくをお願いします。

○議長 中井孝志委員の説明は終わりました。

続いて、農業委員の説明を行います。

3番、福島美知子委員の説明をお願いします。

○3番福島美知子委員 3番、福島です。よろしくお願いいたします。

21日に3人で現地調査へ行ってまいりました。先ほどお2人のご説明にもありましたとおり、奥様の実家の土地ですし、全く問題ないと思いますけれども、この前の台風19号のように大雨が降ると、このすぐ隣が弁天様なんです。弁天様のちょっと斜めになっていて、下のほうに水子地蔵だったかしら、お堂があるんですけれども、そこにはちょっと水がついちゃうような感じなんです。だから、あれで2つとも放流したらちょっと水が来るのが心配かなと思うところですが、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長 福島美知子委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございますか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

以上、議案の審議は終了しました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、11月の委員会日程でございますが、11月の委員会は、

25日月曜日午後1時30分からとしたいと思いますが、なお委員会終了後、午後2時30分から農振協議会を開催する予定になっております。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 では、11月25日月曜日午後1時30分からいたします。

なお、農振協議会につきましては、農業委員会の皆さんはあわせてご出席をお願いします。

事務局、ほかに何かございますか。

○事務局 事務局から、先月の農地転用の許可の状況ですけれども、農地法第5条の5件は、令和元年10月17日付で許可となりました。

以上となります。

○議長 いいですか。

以上で本日予定した審議は終了いたします。

これで議長の職を解かせていただきます。まことにご協力ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局 ありがとうございました。

(午後1時52分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和元年10月25日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 野 原 新 平

署名委員 高 橋 満